

# 秋田県公報

## 目 次

ページ

### 条 例

○秋田県県税条例の一部を改正する条例(三二・税務課)……2

この号で公布された  
条例のあらまし

#### ◇秋田県県税条例の一部を改正する条例(秋田県条例第三一号)

##### 1 県民税

特定中小会社(ベンチャー企業等)が発行した株式に係る譲渡所得等の金額を二分の一とする課税の特例を廃止することとした。(附則第二二条の三関係)

##### 2 不動産取得税

(一) 請負人からの譲渡後最初に使用又は譲渡が行われた日において家屋の取得がなされたものとみなし、家屋新築から六月を経過した日においてもなお最初の使用又は譲渡がない場合には当該家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者となり家屋新築の請負契約を行った場合を除外することとした。(第六三条関係)

(二) (一)において、新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から一年を経過した日とする特例措置について、対象から独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構を除外するとともに、当該特例措置の適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第一四条の七関係)

##### 3 自動車取得税

(一) この条例の施行の日の翌日(以下「適用日」という。)から平成二十二年三月三十一日までの間に取得する車両総重量が三・五トン以下の一定のディーゼル車のうち、平成二十一年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するものに係る税率は、現行の税率から一〇〇分の一(当該取得が平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われた場合には、一〇〇分の〇・五)を控除した率とすることとした。(附則第二二条関係)

(二) 自動車取得税の税率及び免税点の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条関係)

(三) 自動車取得税の課税標準及び税率の特例措置について、次のとおり軽減対象を重点化し、その適用期限を平成二十二年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二二条関係)

(1) 優れた燃費性能を有する自動車のうち一定の排気ガス基準を満たすものについて、取得価額から三〇万円を控除す

ることとした。

(2) 一定の燃費性能を有する自動車のうち一定の排気ガス基準を満たすものについて、取得価額から一五万円を控除することとした。

(3) 適用日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得する車両総重量が一二トンを超えるディーゼル車のうち、平成二十一年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、一定の燃費性能を有するものに係る税率は、現行の税率から一〇〇分の二(当該取得が平成二十一年一月一日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときは一〇〇分の一)を控除した率とすることとした。

(4) 適用日から平成二十二年三月三十一日までの間に取得する車両総重量が三・五トンを超え一二トン以下のディーゼル車のうち、平成二十一年一月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、一定の燃費性能を有するものに係る税率は、現行の税率から一〇〇分の二を控除した率とすることとした。

##### 4 軽油引取税

軽油引取税の税率の特例措置の適用期限を平成三〇年三月三十一日まで延長することとした。(附則第二三条関係)

##### 3 施行期日等

(一) この条例は、公布の日から施行することとした。

(二) この条例の施行に関し所要の経過措置を規定することとした。

## 条 例

秋田県公告式条例（昭和二十五年秋田県条例第三十号）第二条第二項ただし書の規定により秋田県県税条例の一部を改正する条例（平成二十年秋田県条例第三十一号）を平成二十年四月三十日に次のとおり掲示した。

平成二十年五月十三日

秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年四月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

## 秋田県条例第三十一号

秋田県県税条例の一部を改正する条例

秋田県県税条例（昭和二十九年秋田県条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第二項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」及び「（独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が注文者である家屋の新築にあつては、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第百三十六号）第十三条第一項第三号の業務に基づき締結されるものに限る。）」を削る。

附則第十二条の三第一項中「この項及び第六項」を「この項」に、「、第四項及び第六項」を「及び第四項」に改め、同条第二項中「第七項において同じ。」を削り、同条第五項を次のように改める。

5 第三項の規定の適用がある場合における附則第十二条の二第一項から第三項までの規定の適用については、同条第一項中「計算した金額（」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額とし、）」とする。

附則第十二条の三第六項及び第七項を削る。

附則第十四条の七第一項中「、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構」を削り、「若しくは家屋」を「又は家屋」に改め、「若しくは住宅を新築して譲渡する者で同条第二項に規定するもの又は住宅を購入して譲渡する者で同条第三項に規定するもの」及び「若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第七十三条第一項第四号」を削り、「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に、「これらの規定」を「同項ただし書」に改め、同条第二項中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附則第二十二條第一項中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改め、同条第五項中「平成二十年五月三十一日」を「平成三十

年三月三十一日」に改め、同条第六項中「百分の百二十五」を「百分の百二十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十一号）の施行の日（以下「平成二十年改正法施行日」という。）の翌日から平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第七項中「百分の百十」を「百分の百十五」に、「平成十八年四月一日から平成二十年五月三十一日」を「平成二十年改正法施行日の翌日から平成二十二年三月三十一日」に改め、同条第九項を次のように改める。

9 次に掲げる軽油自動車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車をいう。以下この項において同じ。）の取得（第二項から第四項まで、第六項又は第七項の規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二十年改正法施行日の翌日から平成二十二年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十四条の四及び第一項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第一項に定める率から、第一号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の一）を、第二号に掲げる軽油自動車にあつては百分の二を、第三号に掲げる軽油自動車にあつては百分の一（当該取得が平成二十一年十月一日から平成二十二年三月三十一日までに行われた場合にあつては、百分の〇・五）をそれぞれ控除した率とする。

一 車両総重量が十二トンを超える軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第十二条の二の二第五項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率以上のもので法施行規則第十二条の二の二第六項に規定するもの

二 車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下の軽油自動車のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十二年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第十二条の二の二第七項に規定するものに適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもので法施行規則第十二条の二の二第八項に規定するもの

三 車両総重量が三・五トン以下の軽油自動車で法施行規則第十二条の二の二第九項に規定するものうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で法施行規則第十二条の二の二第十項に規定するものに適合するもの

附則第二十三条中「平成二十年三月三十一日」を「平成三十年三月三十一日」に改める。

## 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（県民税に関する経過措置）

2 この条例による改正後の秋田県税条例（以下「新条例」という。）附則第十二条の三の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にこの条例による改正前の秋田県税条例（以下「旧条例」という。）附則第十二条の三第六項の県民税の所得割の納税義務者が同項に規定する払込みにより取得をした特定株式については、同項及び同条第七項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第六項中「平成二十一年三月三十一日」とあるのは「秋田県税条例の一部を改正する条例（平成二十年秋田県条例第三十一号）の施行の日の前日」と、「租税特別措置法第三十七条の十一第一項第一号に規定する金融商品取引業者」とあるのは「同法第二条第九項に規定する金融商品取引業者（同法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業を行う者に限る。）」とする。

4 施行日から平成二十二年三月三十一日までの間における新条例附則第十二条の三第五項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び第十二条の二の三の規定の適用について」と、「同条第一項」とあるのは「附則第十二条の二第一項」と、「とする」とあるのは「と、附則第十二条の二の三中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

5 新条例第六十三条第二項の規定は、施行日の翌日（以下「適用日」という。）以後にされる同項の規定による家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡について適用し、適用日前にされた旧条例第六十三条第二項の規定による家屋の新築後最初に行われた独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成二十年政令第五百二十二号）による改正前の地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第三十六条の二の二第二項に規定する者に対する請負人からの譲渡については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

6 新条例附則第二十二条の規定は、適用日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、適用日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

（軽油引取税に関する経過措置）

7 新条例附則第二十三条の規定は、適用日以後に秋田県税条例第七十五条第一項若しくは第二項に規定する軽油の引取り、同条第三項の燃料炭化水素油の販売、同条第四項の軽油若しくは燃料炭化水素油の販売、同条第五項の炭化水素油の消費若しくは同条例第七十六条第一項各号の軽油の消費、譲渡若しくは輸入（以下この項において「軽油の引取り等」という。）が行われた場合又は適用日以後に軽油引取税の特別徴収義務者が同条例第七十五条第六項の規定に該当するに至った場合において課すべき軽油引取税の税率について適用し、適用日前に軽油の引取り等が行われた場合又は

適用日前に軽油引取税の特別徴収義務者が同項の規定に該当するに至った場合において課する軽油引取税の税率については、なお従前の例による。

発行者 秋田県  
秋田市山王四丁目一番一号  
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷者 秋田県  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社松原印刷社  
電話(082)8766 FAX(082)8766  
E-mail:matsubara@matsubara-insatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄